

ID: 35

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	負担金の減免		
例規名根拠条項	真岡市社会福祉施設入所措置費用徴収規則 第6条		
例規番号	昭和56年規則第13号		
【基準】	第6条の規定による。 (負担金の減免) 第6条 市長は、納入義務者がやむを得ない事由により負担金を納入することが困難であると認めたとき、又は市長が特に必要があると認めたときは、その負担金を減免することができる。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	基準該当障害福祉サービス事業者の登録		
例規名 根拠条項	真岡市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 第3条第1項		
例規番号	平成21年規則第15号		
<p>【基準】 第3条の規定による。 (基準該当障害福祉サービス事業者の登録) 第3条 基準該当障害福祉サービス事業者は、この規則で定めるところにより市長の登録を受けることができる。</p> <p>2 市長は、基準該当障害福祉サービス事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たし、それらの基準に従って事業を継続的に運営することができるものと認める場合に前項の登録を行うものとする</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	真岡市重度心身障害者医療費助成条例 第4条第1項及び第3項		
例規番号	昭和48年条例第20号		
【基準】	<p>第3条及び第4条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者(以下「助成対象者」という。)は、本市内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)、国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は本市に住所を有していたと認められることにより高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障害者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)であって、市長が発行する重度心身障害者医療費受給資格者証を有する者とする。 (助成)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、当該助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額を助成する。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額を助成対象者に代わって医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者に対する助成を行ったものとみなす。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 67

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	受給資格者証の交付及び再交付		
例規名根拠条項	真岡市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 第3条第1項及び第4項		
例規番号	昭和48年規則第9号		
【基準】	<p>第3条及び真岡市重度心身障害者医療費助成条例第3条の規定による。 (受給資格者証の交付)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定により申請した者が条例第3条に該当するときは、当該申請者に様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。</p> <p>2 受給資格の取得は、条例第3条の規定による助成対象者(以下「助成対象者」という。)となった日の属する月の初日からとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日から受給資格を取得する。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をした日(以下「転入日」という。)の属する月中に助成対象者となった場合 当該転入日</p> <p>(2) 転入日の属する月の翌月に助成対象者となった者で、助成対象者となった日が当該転入日から起算して15日以内である場合 当該転入日</p> <p>(3) 市の区域内に住所を有し、かつ、県内他市町の受給資格者証の交付を受けていた者が、新たに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する後期高齢者医療の被保険者となったことにより、当該被保険者となった日の属する月中に助成対象者となった場合 当該被保険者となった日</p> <p>4 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、様式第3号による申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>5 亡失した受給資格者証を発見したときは、すみやかに当該発見した受給資格者証を市長に返還しなければならない。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者(以下「助成対象者」という。)は、本市内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)、国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は本市に住所を有していたと認められることにより高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障害者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)であって、市長が発行する重度心身障害者医療費受給資格者証を有する者とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	真岡市特定患者福祉手当支給条例 第3条第2項		
例規番号	昭和51年条例第26号		
【基準】	<p>第2条及び第3条の規定による。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定患者」とは、市長が別に定める疾患にり患したものを言う。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、特定患者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、特定患者を現に養育し、又は介護するものをいう。 (受給資格)</p> <p>第3条 特定患者又はその保護者で、本市の住民基本台帳に登録されている者は、この条例の定めるところにより手当を受ける資格(以下「受給資格」という。)を有する。</p> <p>2 受給資格者が手当の支給を受けようとするときは、市長の認定を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 82

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	未支給手当の支給		
例規名 根拠条項	真岡市特定患者福祉手当支給条例 第7条		
例規番号	昭和51年条例第26号		
【基準】 第7条の規定による。 (未支給の手当) 第7条 特定患者が死亡し、又は所在不明となった場合において、その者に対する未支給の手当があるときは、保護者に未支給の手当を支給することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	真岡市精神障害者福祉手当支給条例 第3条		
例規番号	昭和57年条例第4号		
<p>【基準】 第2条及び第3条の規定による。 (定義) 第2条 この条例において「障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条第1項又は第2項の規定により入院している者のうち、次の各号に掲げる者を除く者をいう。 (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)を除く社会保険各法の規定による被保険者又は組合員 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者 (3) 当該疾病について法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する費用の給付が受けられる者 2 この条例において「保護者」とは、本市内に住所を有する親権者、未成年後見人、その他の者であって、障害者の生計を維持する者をいう。 (受給資格) 第3条 保護者は、この条例の定めるところにより手当を受ける資格(以下「受給資格」という。)を有する。 2 受給資格者が手当の支給を受けようとするときは、市長の認定を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	未支給手当の支給		
例規名 根拠条項	真岡市精神障害者福祉手当支給条例 第7条		
例規番号	昭和57年条例第4号		
【基準】	第7条の規定による。 (未支給の手当) 第7条 手当の受給者が死亡し、又は所在不明となった場合において、その者に対する未支給の手当があるときは、障害者を現に保護する者に未支給の手当を支給することができる。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日